

日刊 勤労千葉

87. 12. 2
No.2714

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

「自己申告書」の 狙いは何か？

強制配転・ 出向のための 事前調査。

差別・選別調査を許すな

JR東日本及び貨物会社は、今、共同歩調をとって「自己申告書」「アンケート調査」なる、全職員を対象とした個人調査をおこなっている。この調査は、東日本、貨物とも基本的に同じ目的をもったものであると考えられるが、とりわけ、東日本会社当局の実施している「自己申告書」は、極めて悪意に満ちたものである。（貨物が無記名であるのに対して、東日本は記名制、質問項目も異なる）

この「自己申告書」は、ひとりで言うて、国鉄当局が十万人首切りの選別のために秘密裡におこなっていた五ランクの「職員調査票」と同じ内容のものである。しかも、差別・選別の材料となる調査を「自己申告」という形で、個々の労働者自身におこなわせ、それにもとづいて個別面談をおこなうというのである。

はなはだしい人件侵害

何よりもこの「自己申告書」は、はなはだしい人権侵害である。例えば、「社会常識を備え、業務や対人関係を円滑に進めている」とか、「明確な目標の下に

取り組み、達成への努力が顕著である」「規則等を遵守し、明るい職場作りを努めている」などという項目に対し、「極めて優れている」から「極めて劣る」までの五ランクに自分自身を採点しろ、と言うのである。一体全体こんな質問にどうやって答えるというのか？ そればかりではない。「感情的↑↓理性的」「大まか↑↓緻密」「素直↑↓強情」「積極果敢↑↓優柔不断」等の対問をあげ、これも五ランクづけにしろというのだ。

なにゆえ、このような形で自らをランクつけて当局に提出しなければならぬのか？ 様々な個性をもつ個人の人間性まで、くだらない枠にはめて評価する権限が当局にあるというのか。そもそも人間をこのようなランクにわけることなどできることではないのだ。

例えば、日頃は「素直」な労働者も誤ったことに対しては極めて「強情」になり、思慮深いことが他人から見れば、「優柔不断」見えることもある。「理性的」な労働者も、労働者を人間としてあつかわないような権力の横暴に対しては、当然怒りを燃やし、「感情的」になるのである。まさに、労務支配のために、このような愚問を考え出した者の「理性」をこそ疑わなければならない。

強制配転・出向の為の調査

更に重大な問題は、この「自己申告書」が、強制配転・強制出向、新たな差別・選別の判断材料・資料とされようとしていることである。

当局自身が、「地域間異動」について、「本人の希望は尊重されるのか」との問いに対して、「本人の自己申告書、あるいはそれにもとづき、現場長が面談を開く」ことによって判断する、「地域間異動以外の異動もあるから（全員を対象に）把握する」と明確に言っているのである。だからこそ、「現住所、現勤務地以外で土地カンのある所は？」などという質問項目まで入っているのである。また、「今後の希望について」という欄の解答記入例として、「出向により、他社の経験をしたい」という「例」が書かれているにおよんでは、あまりにも、その意図が見え見えで、開いた口がふさがらない。つまり、自分で自分の首をしめる材料を提出しろ、というのである。われわれは、このような調査を、断じて認めるわけにはいかない。

(12月1日付朝日)

トイレ清掃など関連会社

JR社員出向は無効

職種大幅変更 「人事権の乱用」

大阪地裁が決定

新幹線の車両係や運転士から、車内のトイレや洗面所清掃などの仕事を請け負う関連会社への出向をせよと求めたJR東海（本社・名古屋）の社員たちが、出向命令の効力停止を求めた仮処分申請で、大阪地裁第一部の横山敏夫裁判長は三十日、「出向先の職種が大幅に異なり、労働条件が不利になる場合は、出向の人は慎重すべきだ。本件は人権の合理的な重大な侵害があり、人事権の乱用で無効」との判断を示し、出向命令無効の仮処分決定を下した。今春、旧国鉄が分割・民営化して以来、職種の異なる職場への出向命令を不服として地裁に訴えを申し立てるケースは東北、東京、名古屋、北陸、四国など約二十都府県三十件を数えているが、出向を無効とする裁判の決定は初めてという。

申請していたのは、大阪府守一町同社大阪第一車両所車両係 決定によると、八人のうち五人は、民間の自動車販売会社のセ「市西郡道、JR東海大阪第三 橋本、中川裕さんら八人は新幹線の検査、修理の職「ルスマンや食料品のウエマ車両所車両係、大塚裕さんで、いずれも国鉄職地方本部 場、二人は運転士、一人は保線工「などの会社への出向を求めら「と京都府南区西陣院中島「大阪新幹線支部の組合員。の仕事をして、いたが、今年六「断った。その後、JR東海

は十月に、大塚さんら八人が新幹線車両について、四十六歳以上で、大塚さんら八人が新幹線車両の検査、修理の職「ルスマンや食料品のウエマ車両所車両係、大塚裕さんで、いずれも国鉄職地方本部 場、二人は運転士、一人は保線工「などの会社への出向を求めら「と京都府南区西陣院中島「大阪新幹線支部の組合員。の仕事をして、いたが、今年六「断った。その後、JR東海



JR当局の強制出向攻撃は、完全にいきづまっている。この間の労働委員会の勧告に続き、11月30日には、大阪地裁が「強制出向は人事権の濫用であり無効」との判決をくだした。「自己申告書」は、このような攻撃のいきづまりを打開するために、本人の申告・意志を尊重しているかのような形式を整えることを目的としたものである。だから少しでもあいまいなことを書けば、得手勝手な解釈をされ配転や出向の材料とされてしまうことは明らかである。全組合員が職場討議をまきおこし、明確な態度表明をしよう。

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！